

事例番号:370027

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第四部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 41 週 1 日

15:00 陣痛発来のため入院

#### 4) 分娩経過

妊娠 41 週 1 日

16:40 経膈分娩

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:41 週 1 日

(2) 出生時体重:3000g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:実施なし

(4) Apgar スコア:生後 1 分 9 点、生後 5 分 9 点

(5) 新生児蘇生:実施なし

(6) 診断等:

生後 3 日 退院

生後 14 日 腹部膨満および哺乳力低下、発熱を認める

生後 15 日 40℃の発熱、脈拍数 200-210 回/分の頻脈、70-80 回/分の多呼吸  
を認め、静脈血の細菌培養検査で B 群溶血性連鎖球菌検出

生後 16 日 B 医療機関 NICU 入院、Warm shock の状態、血液検査で CRP

10.41mg/dL

(7) 頭部画像所見:

生後 58 日 頭部 MRI で大脳と小脳の菲薄化、残存している脳実質も脳軟化を認める

**6) 診療体制等に関する情報**

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 1 名

看護スタッフ:助産師 1 名、看護師 2 名

**2. 脳性麻痺発症の原因**

(1) 脳性麻痺発症の原因は、B 群溶血性連鎖球菌 (GBS) 感染症により、敗血症性ショックおよび細菌性髄膜炎を発症したことであると考えられる。

(2) GBS の感染時期および感染経路は不明である。

**3. 臨床経過に関する医学的評価 (2020 年 4 月改定の表現を使用)**

**1) 妊娠経過**

(1) 妊娠中の管理は一般的である。

(2) 膣分泌物培養検査を妊娠 32 週 6 日にのみ実施したことは基準を満たしていない。

**2) 分娩経過**

分娩経過中の管理 (内診および分娩監視装置装着) は一般的である。

**3) 新生児経過**

(1) 出生後から退院までの新生児管理は一般的である。

(2) 生後 15 日に発熱で受診した際、高次医療機関での診療が必要と判断し、A 医療機関小児科へ紹介したことは一般的である。

**4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項**

**1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項**

(1) B 群溶血性連鎖球菌スクリーニングは「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2023」に則

して実施することが勧められる。

(2) 観察した事項等に関しては、診療録に正確に記載することが望まれる。

【解説】本事例は陣痛開始時刻およびアプガースコアの内わけについての記載がなかった。観察事項は詳細に記載することが重要である。

## 2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

分娩監視装置等の医療機器については時刻合わせを定期的に行うことが望まれる。

【解説】本事例では実際に分娩監視装置を装着されたとする時刻と胎児心拍数陣痛図の印字時刻にずれがあった。徐脈の出現時刻等を確認するため、分娩監視装置等の医療機器の時刻合わせは重要である。

## 3) わが国における産科医療について検討すべき事項

### (1) 学会・職能団体に対して

遅発型 GBS 感染症に対する疫学的調査、予防・診断・治療に関する研究を推進することが望まれる。

### (2) 国・地方自治体に対して

なし。